

鯖江クリーンセンター「新ごみ焼却施設整備」にかかる 都市計画施設区域変更のための住民説明会開催のお知らせ

鯖江広域衛生施設組合
鯖江市都市計画課

鯖江広域衛生施設組合では、昭和61年4月より鯖江クリーンセンター（ごみ焼却場）の稼働を開始し、現在まで、鯖江市、越前町及び福井市の一部で発生するごみを処理してきました。稼働から35年以上が経過しており、経年的な老朽化が進んでいる状態です。

このような状況から施設の建替えを計画し、検討を進め、「新ごみ焼却施設」の整備に向けて諸手続きを進めております。鯖江市では、建替え工事に先立ち、必要とされる都市計画施設の区域を定める作業を行っております。

つきましては、都市計画法に基づき、ごみ焼却場の煙突から出る排出ガス等による生活環境影響調査の対象地域である住民の方々に、都市計画施設であるごみ焼却場の区域変更について、下記のとおり説明会を開催させていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮し、50名を上限とさせていただきます。

記

- 1 対象 : 立待地区にお住まいの方
- 2 日時 : 令和4年4月22日（金） 午後7時～（1時間程度）
- 3 場所 : 立待公民館
- 4 内容 : 新ごみ焼却施設整備に係る都市計画施設区域の変更について
- 5 定員 : 50名上限（定員になり次第締め切らせていただきます。）
- 6 参加申込方法 : 参加希望の方は鯖江広域衛生施設組合へ①電話、②FAX、③メールいずれかの方法で、お名前、ご住所、お電話番号をお知らせください。

① 電話番号 : 0778-51-2406、② FAX 番号 : 0778-51-4685、

③ メールアドレス : info@sabae-koikieisei.jp

7 参加申込期限 : 令和4年4月15日（金） 午後5時まで

8 お問合わせ先 : 鯖江広域衛生施設組合 管理課 Tel.0778-51-2406

説明資料につきましては、鯖江広域衛生施設組合のホームページにも掲載させていただきます。説明会に参加されない方でも、ご意見等、鯖江広域衛生施設組合にてお受けいたします。何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。